

使用料規程

平成 22 年 12 月 7 日届出

一部変更 平成 23 年 4 月 11 日届出

一部変更 平成 23 年 8 月 26 日届出

一般社団法人ワールドミュージックインターネット放送協会

使用料規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人ワールドミュージックインターネット放送協会（以下、甲という。）が、音楽著作物の著作権者（以下、委託者という。）から取次による管理委託を受けた著作物（以下、著作物という。）について、その使用料を定めることを目的とする。

第2条（利用許諾の区分）

甲の管理する著作物の利用許諾は、下記の区分により行うものとし、その利用料の額は、第3条から第11条に定める額とする。

（1）レコードへの録音

レコード（オルゴールを含むものとする。）に著作物を複製し、その複製物を譲渡することに関する利用許諾

（2）ビデオグラムへの録音

ビデオテープ・ビデオディスク等ビデオグラムの記憶媒体などに連続した影像とともに著作物を複製し、その複製物を頒布することに関する利用許諾

（3）インタラクティブ配信

放送、有線放送以外の公衆送信を目的として著作物を複製し、これを公衆送信により伝達又は複製することに関する利用許諾

（4）映画への録音

映画館その他の場所で公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した影像とともに著作物を複製し、その複製物を頒布することに関する利用許諾

（5）コマーシャル放送用録音

放送、有線放送において、専らコマーシャルに使用することを目的として、著作物を複製し、その複製物を頒布、譲渡することに関する利用許諾

（6）放送

放送の公衆送信を目的として著作物を複製し、これを公衆送信により伝達又は複製することに関する利用許諾（但し、（5）に該当するものを除く。）

（7）有線放送

有線放送の公衆送信を目的として著作物を複製し、これを公衆送信により伝達又は複製することに関する利用許諾（但し、（5）に該当するものを除く。）

（8）ゲームソフトへの録音

ゲームに供することを目的として、テレビゲーム等の影像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することに関する利用許諾

（9）インターネット放送のBGM利用

事業所等でのBGM利用を目的として、当協会が運営するインターネット放送局から配信される著作物を複製することなく公に伝達すること

第3条（レコードへの録音）

レコードに著作物を利用する場合の使用料は、レコード1枚（オルゴールの場合は1台。）著作物1曲（歌詞等を含む。）について、下記により算出された金額（消費税別）とする。

（1）市販用レコード

小売価格（消費税を含まない）が明示されているレコードは、その価格の6%を当該レコードに収録されている著作物数で除した額とする。

小売価格が明示されていないレコードは、卸売価格（消費税を含まない）の8%を当該レコードに収録されている著作物数で除した額とする。

（2）その他のレコード

前号の規程を適用できない場合、著作物の利用目的及び利用形態を鑑みた上、著作物1曲につき10円以内とする。

2. 本条について利用者との協議により定める率を出荷控除して使用料を算出することが出来るものとする。

第4条（ビデオグラムへの録音）

ビデオグラムへの録音に著作物を利用する場合の使用料は、ビデオグラム1枚著作物1曲（歌詞等を含む。）について、下記により算出された金額（消費税別）とする。

（1）劇場用映画（テレビドラマ、テレビ映画、テレビアニメーション等を含む）をビデオグラムとして複製頒布する場合の使用料は下記により算出された金額（消費税別）とする。

一般市販用

小売価格（消費税を含まない） $\times 1.75\% \times$ （著作物の使用時間 / 非管理楽曲を含む音楽著作物の総使用時間） / 著作物数

レンタル用

卸売価格（消費税を含まない） $\times 3.3\% \times$ （著作物の使用時間 / 非管理楽曲を含む音楽著作物の総使用時間） / 著作物数

業務用（バス、フェリー、ホテル内レンタル、ホテルCCTV等での使用を含む）

卸売価格（消費税を含まない） $\times 1.75\% \times$ （著作物の使用時間 / 非管理楽曲を含む音楽著作物の総使用時間） / 著作物数

（2）前項に該当しない場合は下記により算出された金額（消費税別）とする。

小売価格（消費税を含まない）が明示されているビデオグラム

小売価格（消費税を含まない） $\times 4.5\% \times$ （著作物の使用時間 / 非管理楽曲を含む音楽著作物の総使用時間） / 著作物数

小売価格（消費税を含まない）が明示されていないビデオグラム

ビデオグラムの総再生時間に占める著作物の利用目的及び利用形態を鑑みた上、著作物1曲につき15円以内で利用者と協議して定める。

2. 甲は、著作物が当該ビデオグラムの宣伝、販売促進を目的として制作等する予告編、

ハイライト編等に使用される場合及び当該ビデオグラム（本編）の付録編に使用する場合は、その各編が単独で販売（レンタル）されることが無い限りは、その使用料を請求しないものとする。

3. 図書館の館外貸し出し用として貸与する場合の「補償金」（著作権法第38条5項の規程に基づく。）は以下の算式により算出し、その額を（1） - の使用料額に加算する。
小売価格（消費税を含まない）×1.75%×（著作物の使用時間／非管理楽曲を含む音楽著作物の総使用時間）
4. 一般市販商品、業務用及び通販用については出荷控除を25%とする。ただし、製造受託盤、その他の場合は8%の控除とする。
5. 歌曲において楽曲又は歌詞に著作権がない場合又は甲の管理外の場合、著作物の使用料は1/2の額（消費税別）とする。

第5条（インタラクティブ配信）

インタラクティブ配信に著作物を利用する場合の使用料は、下記により算出された金額（消費税別）とする。なお、歌詞（譜面及び符号等に置き換えたものを含む。）のみを配信する場合は、下記使用料の50%とする。

（1）ダウンロード形式の場合

著作物を複製し、その複製物をインタラクティブ配信する場合の著作物1曲の使用料は、ダウンロードの1曲1回あたりの価格（消費税を含まない）に7%を乗じた額又は7円のいずれか多い額とする。但し、著作権保護技術が付与されている場合は、1曲1回あたりの価格（消費税を含まない）に5%を乗じた額又は5円のいずれか多い額とする。

の規程を適用出来ない場合は、1曲1回あたり10円以内で利用者と協議の上、定めるものとする。

連続した映像とともに著作物を複製し、その複製物をインタラクティブ配信する場合の著作物1曲の使用料は、ダウンロードの1番組1回あたりの価格（消費税を含まない）に5.6%を乗じた額又は5円のいずれか多い額とする。但し、著作権保護技術が付与されている場合は、1番組1回あたりの価格（消費税を含まない）に4.5%を乗じた額又は4円のいずれか多い額とする。

（2）ストリーミング形式の場合

情報料、広告料等の収入がある場合は、月間の情報料及び広告料等の収入の3%に、著作物の使用実績ログで証される配信回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物の配信回数で除して得られる割合を乗じた額とする。ただし、最低使用料は月額1,000円以内利用者と協議により定める。尚、使用実績ログが無い場合は、その利用目的、利用様態、その他事情を考慮して、利用者と協議の上、使用料を定めるものとする。

情報料、広告料等の収入がない場合は、月額5,000円以内で利用者と協議の上、定

めるものとする。

ストリーミング形式において、包括的ではない使用許諾契約に基づいて著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲1配信につき20円以内で利用者と協議の上、定めるものとする。

甲の判断において著作物の宣伝として認められる利用については、委託者の合意を得られている著作物に限り、使用料を免除することができる。

(3) リングバックトーンによる配信利用の場合

著作物1曲の1回のリングバックトーン設定登録を一の販売単位として価格設定がなされている場合の使用料は、販売価格(消費税を含まない)に6%を乗じた額又は2円のいずれか多い額とする

複数の著作物の1回のリングバックトーン設定登録を一の販売単位として価格設定がなされている場合、又は一定の期間を一の販売単位として価格設定がなされており、当該期間中にリングバックトーン設定登録が行える著作物の曲数に制限がある場合の使用料は、著作物1曲につき、販売価格(消費税を含まない)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額に6%を乗じた額又は2円のいずれか多い額とする。

本項(3)、(3)の規程を適用出来ない場合の著作物1曲の1回あたりの使用料は、2円とする。

(4) サブスクリプション形式による配信利用の場合

サブスクリプション形式により著作物を利用する場合は、その利用目的、利用様態、その他事情を考慮して、利用者と協議の上、使用料を定めるものとする。

2. インタラクティブ配信については、さらに以下の事項を定めるものとする。

「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサ料等いずれの名義をもってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいう。

「ダウンロード形式」とは、受信者のコンピュータ、携帯電話その他の受信装置に著作物のデータの全てまたは一部を複製して著作物をオフラインで再生、表示することを目的とした利用形式をいう。

「ストリーミング形式」とは、受信者のコンピュータ、携帯電話その他の受信装置に著作物のデータを複製する意図を持たずにオンラインで再生することを目的とした利用形式をいう。

「リングバックトーン」とは、携帯電話、固定電話等の端末において、発呼者である受信者に対し、回線交換作業が終了し、被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音として、著作物をストリーミング配信することをいう。

「サブスクリプション」とは、一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが、当該期間中ダウンロードできる著作物の曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲1回の配信の税抜価格を計算することができない場合のうち、ダウンロード配信された著作物を再生できる期間が、受信者が当該サービスの月額

又は年額会費等を支払うことによって利用資格を有している期間に制限されている場合をいう。

レコード等の製作又は販売事業者等が、当該レコード等の販売促進の為に、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合は、情報料を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1曲あたり45秒以内であることを条件に、使用料を免除することができる。

コマーシャル放送用録音の許諾を得たコマーシャルをダウンロード形式又はストリーミング形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、定めることができる。

第6条（映画への録音）

映画への録音に著作物を利用する場合の使用料は、利用契約の都度、委託者が定めるものとする。

第7条（コマーシャル放送用録音）

コマーシャル放送用録音に著作物を利用する場合の使用料は、利用契約の都度、委託者が定めるものとする。

第8条（放送）

放送に著作物を利用する場合の使用料は、事項以下に定める年間の包括利用許諾契約における使用料額、又は、1曲1回の利用につき、次により算出した金額（消費税別）を上限とする。

全国放送について

利用時間5分まで	50,000円
利用時間5分を超えるごと	30,000円

放送される地域が限定されている放送について

放送される地域の受信世帯を勘案し、の使用料額を減額することができる

2. 日本放送協会が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。
3. 地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。ただし、コミュニティ放送局の使用料については、別途当該放送事業者と協議して定める。
4. 放送大学学園が行う放送について、利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物

の利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議の上定める。

5. 衛星放送を行う一般放送事業者が行う放送について、利用許諾契約を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考慮して利用者団体と協議の上定める。
6. 3の規程を適用する場合で、コマーシャル放送用録音の許諾を得たコマーシャルを放送する場合、当該放送にかかる使用料は3の規程により算定された年額使用料に含まれないものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理するところにより、以下の使用料額を適用する。また、同一のコマーシャルを継続反復して放送する場合は、その使用料を利用者と協議の上減額することができる。

ラジオコマーシャル	5,000円
テレビコマーシャル	10,000円

7. 甲の判断において著作物の宣伝として認められる利用については、委託者の合意を得られている著作物に限り、使用料を免除することができる。

第9条（有線放送）

有線放送に著作物を使用する場合の使用料は、次項以下の定める金額（消費税別）とする。

2. 有線放送事業者が有線放送に著作物を利用する場合の使用料は、当該事業者の営業収入（消費税を含まない）に2%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。
3. 有線テレビジョン放送事業者が有線テレビジョン放送に著作物を利用する場合の使用料は次の通りとする。

年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

- (1) 有線放送事業収入がある場合の年額使用料は、当該年度の前年度における有線放送事業収入に1%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。
- (2) 有線放送事業収入がない場合の年額使用料は次の区分に定める額を上限として利用者と協議の上定める。

受信契約世帯5,000世帯未満	30,000円
5,000世帯以上	80,000円

年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法毎に1曲1回の利用につき、それぞれ下記の使用料額上限として利用者と協議の上定める。

利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯 ごと1,000円
利用時間5分を超えるごと	受信契約世帯1,000世帯 ごと1,000円

4. 甲の判断において著作物の宣伝として認められる利用については、委託者の合意を得られている著作物に限り、使用料を免除することができる。

第10条（ゲームソフトへの録音）

ゲームソフトに著作物を利用する場合の使用料は、利用契約の都度、委託者が定めるものとする。

第11条（インターネット放送のBGM利用）

当協会が運営するインターネット放送局をBGMとして利用する場合の著作物の使用料は無料とする。

第12条（その他）

本規程第3条から第11条の規程を適用出来ない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用目的及び利用形態を鑑みて、利用者と協議の上その使用料の額を定めることができるものとする。

附則（実施の日）

本規程は、平成23年9月26日より適用する